

介護給付適正化事業の取組について

【徳島県みよし広域連合】

● 概要

業務分析データを活用したり、認定調査員会議を毎月開催し、情報共有を行うこと等による認定調査のチェックを行っている。ケアプラン点検では、介護給付適正化システム（トリトン）より対象者を抽出し、事前資料の提出を求め、面談を行っている。

● 実施状況

認定調査チェック

・業務分析データの活用

主に集計データの「中央値」や「第1・第3四分位点」に着目し、調査項目の選択基準について再確認している。

・認定調査員会議

毎月1回認定調査員会議を開催し、認定審査会で出た意見の共有を行い、解決すべき点については協議している。また、認定調査をする中で判断に迷う調査事例や参加した研修の内容等についても協議を行い、調査員間で選択基準にばらつきがないように統一している。過去の選択基準の協議内容について、いつでも確認できるよう協議録として認定係と調査員との間で情報共有している。

・認定調査票の点検

審査会資料を作成する前に基本調査や特記事項の内容を確認し、調査票の二重チェック、基本調査と特記事項の矛盾点等を認定調査員に確認し修正している。また、特記事項の記載内容に疑義が生じたときは、その都度調査員に確認し、認定審査会委員が判断しやすい文章になるよう努めている。

ケアプラン点検（令和6年度）

・点検方法…事前に資料提出（アセスメント及び第1表から）

・抽出方法…国保連合会給付適正化システムの帳票の中から対象者を抽出。帳票では対象者不足の場合、介護給付適正化システム（トリトン）より、限度額利用率が推奨数値70%に近い対象者を

・点検実施者…給付担当職員（2人）

・事業所数…居宅介護支援事業所 15 事業所

※ 1 事業所につき 2 件

令和7年度介護給付適正化中国・四国ブロック研修会

みよし広域連合における 介護給付適正化事業の取組について

みよし広域連合介護保険センター

令和7年11月13日(木)



みよし広域連合の概要

平成14年4月 みよし広域連合設立
平成15年4月 介護保険センター設置

構成市町 三好市
東みよし町

実施業務 ごみの衛生的処理
消防事務
介護保険法の施行に関する事務（後述）
し尿の衛生的処理



みよし広域連合の概要

介護保険センターの業務

- (1) 被保険者の資格管理に関する事務
- (2) 要介護認定及び要支援認定に関する事務
- (3) 保険給付に関する事務
- (4) 介護保険事業計画の策定に関する事務
- (5) 保険料の賦課及び徴収に関する事務
- (6) 地域支援事業に関する事務
【広域連合による実施により事業効果が発揮できると認められるものに限る】
- (7) 地域密着型サービス事業に関する事務

みよし広域連合の概要

人口・被保険者数（令和6年度末時点）

人口	35,096人
第1号被保険者	15,552人 (①)
高齢化率	44.31%

要支援・要介護認定者数（令和6年度）

要支援・要介護認定者数	3,175人
うち第1号被保険者	3,137人 (②)
うち第2号被保険者	38人
認定率(第1号被保険者)	20.17% (①/②)

要介護認定の適正化

申請件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	4,126件	3,934件	3,781件

※うち新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いによる延長処理	1,389件	38件	0件
---	--------	-----	----

認定調査割合	令和4年度	令和5年度	令和6年度
広域連合調査件数	2,477件	3,309件	3,160件
委託調査件数	260件	587件	621件
広域連合調査割合	90.5%	84.5%	83.6%

みよし広域連合では、なるべく保険者による調査を行うよう努めている。

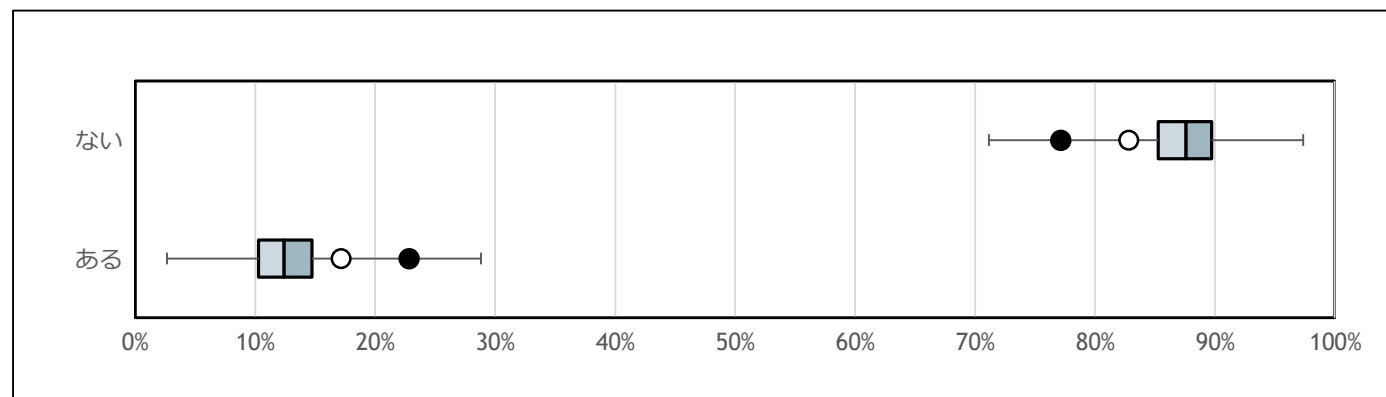
調査項目選択基準の平準化

年2回、厚生労働省から提供される要介護認定適正化事業の業務分析データを確認して、全国平均とかけ離れている調査項目に着目し、認定係と認定調査員間で選択基準の平準化を行っている。

業務分析データの活用（活用の仕方）

1-2_拘縮(肩関節)

選択肢	みよし広域連合		徳島県		全国	
ない	1,484	77.2%	16,362	82.8%	2,207,596	87.7%
ある	439	22.8%	3,389	17.2%	310,571	12.3%



500件以上送信自治体				
最小値	第1四分位点	中央値	第3四分位点	最大値
71.2%	85.3%	87.6%	89.7%	97.4%
2.6%	10.3%	12.4%	14.7%	28.8%

主に集計データの「中央値」や「第1・第3四分位点」に着目し、調査項目の選択基準について再確認している。

業務分析データの活用（項目例）

- ・ 1-2（肩関節） : 全国平均より「ある」が**多い**
- ・ 2-5,6（排尿,排便） : 全国平均より「介助されていない」が**少ない**
- ・ 3-4（短期記憶） : 全国平均より「できる」が**少ない**
- ・ 5-1（薬の内服） : 全国平均より「全介助」が**多い**

業務分析データの活用（具体的な数値）

令和5年度	みよし広域連合	徳島県	全国	全国との比較
1-2(肩関節)	22.8	17.2	12.3	10.5
2-5(排尿)	45.2	50.0	56.0	▲ 10.8
2-6(排便)	47.5	52.7	58.4	▲ 10.9
3-4(短期記憶)	45.8	57.2	59.6	▲ 13.8
5-1(薬の内服)	30.0	20.2	19.9	10.1

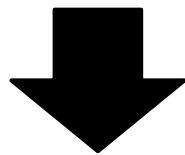
令和4年度	みよし広域連合	徳島県	全国	全国との比較
1-2(肩関節)	18.6	16.2	12.6	6.0
2-5(排尿)	49.6	52.2	55.1	▲ 5.5
2-6(排便)	53.5	54.7	57.5	▲ 4.0
3-4(短期記憶)	51.3	60.0	59.1	▲ 7.8
5-1(薬の内服)	29.3	18.2	20.7	8.6

業務分析データの活用（選択基準の再確認）

全国平均とかけ離れている原因について、認定係と認定調査員との間で毎月行っている認定調査員会議で議題として取り上げ話しあう。

○全国平均とかけ離れている事例とその原因①

1-2（拘縮）：調査時に畑仕事等が原因で身体を痛み等を訴える方が多く、動作確認を行ってもらうことができないことも多い。



（平準化に向けた対策）

調査時に動作確認が困難な場合は、本人や立会人から普段の状態等について確認を行う等して日頃の状況を確認できるように認定調査員会議等で周知・確認を行った。

業務分析データの活用（選択基準の再確認）

○全国平均とかけ離れている事例とその原因②

2-5,6（排尿,排便）：みよし広域連合管内は山間部等に居住している方も多く、トイレが屋外や離れに設置されているため普段はポータブルトイレや尿器、紙おむつを使用して排泄をし、破棄等の介助を家族が行っているケースが多く見られた。

自宅とデイサービス、昼と夜（家族による介護）等、状況により異なる介助方法の変化や頻度についても確認を行うよう注意して調査を実施している。（地域特性）

○全国平均とかけ離れている事例とその原因③

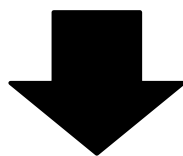
3-4（短期記憶）：調査時に直前のことを明細に回答できた場合は、不必要な3品提示は行わない。

調査時の質問等への返答にかかわらず、立会人に普段の状況について確認する等、適切な調査が行えるよう調査方法に注意を払いながら調査を実施している。

業務分析データの活用（選択基準の再確認）

○全国平均とかけ離れている事例とその原因④

5-1（薬の内服）：「全介助」の選択は、病院や施設での調査が多く、病院や施設の方針で落薬や飲み忘れ防止のために職員が薬を管理したり、手渡しでの配薬、薬を口に入れるまでの介助等を行っているケースが多い。



（平準化に向けた対策）

病院の場合、退院に向けて自己訓練を本人が行っているか等も聞き取り、介助の状況を聞き取るようにしている。

認定調査員会議

毎月1回認定調査員会議を開催し、認定審査会で出た意見の共有を行い、解決すべき点については協議している。また、認定調査をする中で判断に迷う調査事例や参加した研修の内容等に関しても協議を行い、調査員間で選択基準にばらつきがないように統一している。

過去の選択基準の協議内容について、いつでも確認できるよう協議録として認定係と調査員との間で情報共有している。

認定調査票の点検

審査会資料を作成する前に基本調査や特記事項の内容を確認し、調査票の二重チェック、基本調査と特記事項の矛盾点等を認定調査員に確認し修正している。

(例1) 1-10_洗身

風呂場での洗身時、洗身行為に対しては見守りや介助は行っていないが、椅子に座るまでの風呂場内での移動に見守りを行っている。

誤：「一部介助」を選択 → 正：「介助されていない」を選択

(例2) 2-4_食事摂取

食事時に同じ物ばかり食べ続けるため、職員が皿の置き換えを行っている。

誤：「一部介助」を選択 → 正：「見守り等」を選択

認定調査票の点検

また、特記事項の記載内容に疑義が生じたときは、その都度調査員に確認し、認定審査会委員が判断しやすい文章になるよう努めている。

(例3) (具体的な頻度の追加)

修正前「徘徊が見られる」

→ 修正後「**“週に2回”** 徘徊が見られる」

(例4) (具体的な介助の方法の記載)

修正前「介護者が介助して移乗する」

→ 修正後「介護者が**“正面から両脇に手を入れて抱えるようにして”**
移乗する」

ケアプラン点検について

点検方法

事前に資料提出（アセスメント及び第1表から第7表）を求め、後日、面談を行う。

抽出方法

国保連合会給付適正化システムの帳票（認定調査状況、利用サービス不一致一覧表及び支給限度額一定割合超一覧表）の中から対象者を抽出。帳票では対象者不足の場合、介護給付適正化システム（トリトン）より、限度額利用率が推奨数値70%に近い対象者を抽出。

ケアプラン点検について

点検実施者（令和6年度）

給付担当職員（2人）

（休止を除く管内の全居宅介護支援事業所15事業所のうち、4事業所は、徳島県ケアプラン点検支援員派遣事業を活用し点検していただいた。）

令和6年度ケアプラン点検の実施状況

事業所数

居宅介護支援事業所（15事業所）

計画値 32件 実績値 30件

※ 1事業所につき2件

令和6年度ケアプラン点検の実施状況

ケアプラン点検の項目

- 令和元年度** サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホームの入居者に対するケアプラン
- 令和2年度** 短期入所生活介護及び短期入所療養介護の長期利用、軽度者に対する福祉用具貸与、認知症がない状態の認知症加算、訪問介護の早朝・夜間加算
重度者寝たきり状態への1種類のみ介護サービス利用
- 令和3年度** 短期入所生活介護及び短期入所療養介護の長期利用
- 令和4年度** 重度者への福祉用具貸与
- 令和5年度** サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、入居者に対するケアプラン

令和6年度ケアプラン点検の実施状況

ケアプラン点検を通しての主な指摘事項

- ・利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果を記載すること
- ・訪問によるリハビリテーションと通所リハビリテーションの併用及び、福祉用具貸与等のサービスについて、その必要性を確認しつつ自立支援に資するケアプランを作成すること
- ・サービス担当者会議等による専門的意見を聴取すること
- ・モニタリングの結果の記録において、年月日・曜日・時間・場所・相手方等の事項も記載すること

令和6年度ケアプラン点検の実施状況

ケアプラン点検において発生した過誤

令和6年度・・・特になし

(令和4～5年度においても同様)

住宅改修等の点検について

住宅改修の点検（現地確認）

事前申請時の書類の点検において、疑義の生じた住宅改修や不適切な住宅改修、受給者の状態に合っていないと思われる住宅改修については、現地確認を行っている。

福祉用具購入・貸与調査

住宅改修の現地確認の際に福祉用具調査も併せて点検している。また、ケアプラン点検の中で利用状況等を確認している。

住宅改修等の点検について

現地確認の手順

①点検対象者を抽出

(例：高額な改修、工事内容の変更があったケース、書類での確認や判断が難しいケース等)

②担当介護支援専門員と訪問日時を調整

③予定日に被保険者宅を訪問し、現地確認を行う

令和6年度 現地確認の実績

点検期間 令和6年4月～令和7年3月

点検件数 21件（13名）

点検内訳

①住宅改修の点検12件

うち、住宅改修前 1件

住宅改修後 11件

②福祉用具購入・貸与に関する調査9件

うち、福祉用具購入 4件

福祉用具貸与 5件

住宅改修等の給付件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住宅改修	174件	156件 ↓	191件 ↑
福祉用具購入	230件	202件 ↓	200件 ↓
福祉用具貸与	11,538件	11,490件 ↓	12,169件 ↑
合計	11,942件	11,848件 ↓	12,560件 ↑

※矢印（↑ ↓）は、対前年度比

住宅改修等の保険給付費

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住宅改修	12,536,706円	11,351,076円 ↓	12,739,667円 ↑
福祉用具購入	5,485,562円	6,268,136円 ↑	5,653,611円 ↓
福祉用具貸与	119,721,325円	118,336,849円 ↓	127,568,686円 ↑
合計	137,743,593円	135,956,061円 ↓	145,961,964円 ↑

※矢印（↑ ↓）は、対前年度比

縦覧点検・医療情報について

徳島県国民健康保険団体連合会に委託し、全件実施している。国保連合会介護給付適正化システムにより、介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処理を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図っている。



ご清聴ありがとうございました。

